

市街地再開発や住宅市街地整備に関する資料の収集整理に関する調査事業を
実施する者の公募についての公示

令和7年10月21日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、住宅・建築物防災力緊急促進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名

市街地再開発や住宅市街地整備に関する資料の収集整理に関する調査事業

（2）事業目的

国土交通省においては、市街地再開発や住宅市街地整備に関する施策を長らく推進しているところであり、これまでの制度創設・改正の経緯や経過等を時系列で知ることができるようにすることは、現在のみならず将来にも有意義なものと考えられる。

そこで、本事業は、市街地再開発や住宅市街地整備に係る資料を良好な状態で残すため、市街地再開発や住宅市街地整備に係る各種資料を収集・保存し、探しやすい形で整理することを目的とする。

（3）事業内容

市街地再開発や住宅市街地整備に係る各種資料を幅広く収集するとともに、資料の分野、種類等に応じて整理した上で保存する。

（4）事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年10月27日（月） ～ 令和8年3月31日（火）

2. 対象事業者の要件

（1）公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

（2）技術能力に関する要件

- 市街地再開発や住宅市街地整備に係る基礎的な知識を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 柳
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39677)
- ④ 電子メール yanagi-n2qq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和7年10月21日(火)から令和7年10月27日(月)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期 限 令和7年10月27日(月)18時00分まで
- ② 場 所 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 梅澤
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
電話 03-5253-8111 (内線 39678)
電子メール umezawa-r28y@mlit.go.jp
- ③ 方 法 上記場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又はメールの合は1部。
なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe」
 - ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること
 - ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があつ

た場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。